

別記様式第1号(第四関係)

ゆめ さ き ち く や ま の う ち
夢前地区(山之内)活性化計画(変更)

兵庫県・姫路市

平成30年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	夢前地区(山之内)活性化計画		
都道府県名	兵庫県	市町村名	姫路市
		地区名(※1)	夢前地区(山之内)
		計画期間(※2)	平成28年度～平成32年度

目標 : (※3)

姫路市では、夢前町の自然豊かな地域性を活かした農産物などの特産品化を促すことにより、夢前町山之内の活性化と交流人口の増加を目指す。
 今回の活性化計画では、夢前町の最北部である山之内での担い手である(株)山之内楽農倶楽部が運営する農家レストラン及び農産物直売所等を新設することにより、夢前町山之内への都市住民の流入を図り、夢前町山之内の代表品目として栽培されるカモミール・桑などのハーブ類等農産物の特産品化を促進させる。
 現在の夢前町山之内の交流人口192人(H24～26)累計。H26.27実施カモミール摘み取り体験参加者数)をベースに、目標期間の交流人口25,123人(H30～32累計)を達成することを目標とする。
 交流人口＝総入込み客数×区域外からの客率×利用施設の重複を除外する率

目標設定の考え方

地区の概要:

夢前町は姫路市の北部から中部に位置し、播磨工業地帯の後背地として都市近郊型農村としての基盤づくりが進められており、養鶏をはじめ、酒米振興、資源活用型観光農業、山林資源の活用、優良企業の誘致などが行われている。
 観光面では、名峰雪彦山や播磨富士と呼ばれる明神山、古くからひらけた塩田温泉、夏に川遊びが行われる夢前川など風光明媚な観光資源に恵まれ、国指定の本堂を含め多くの重要文化財を所蔵する弥勒寺、国史跡の置塩城跡など、貴重な歴史的遺産も数多く有している。また、姫路城の改修工事完了に伴い、姫路市への観光客が増加しており、それに合わせて夢前町への観光客の増加も見込まれている。また、平成27年に中国自動車道夢前スマートインターチェンジが供用開始され、夢前町と高速道路網が直結することとなった。今後は、高速道路の利便性向上に伴うアクセシビリティの上昇が予想され、交流人口の増加、観光振興、地域産業の活性化が進むと考えられる。
 なお、夢前町最北部の山之内は、夢前川の最上流に位置する名峰雪彦山のふもとの集落で、夢前町でも特に風光明媚な場所であるが、他の地区への連絡道もほとんどなく行き止まり感がある。

現状と課題

夢前町では農業従事者の高齢化とともに担い手の減少が進み、農業生産力の衰退が懸念される。そのため、夢前スマートインターチェンジの供用開始による他地域からのアクセシビリティの向上を活かしつつ、行き止まり感のある立地条件の山之内地区に観光客を強力に惹きつけるための魅力的な販売・交流施設による交流人口の増加が課題である。

今後の展開方向等(※4)

- ①交流の核となる販売・交流施設の整備
 地元産のハーブ類等を活かした健康を考えた農家レストラン、農産物直売所及び体験施設を整備し、地域の活性化につなげていく。
- ②農産物栽培面積の増加、地域雇用、定住の促進
 食材供給や加工品に利用する農産物栽培面積の増加、農家レストラン等施設の開設に伴う新規雇用の確保につなげる。さらに、地域の魅力の増加により定住の促進につなげていく。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
姫路市	夢前町地区 (山之内)	地域資源活用総合交流促進施設 (33地域資源活用交流促進施設) (34地域連携販売力強化施設)	株式会社 山之内楽農倶楽部	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

夢前地区(山之内)(兵庫県姫路市)	区域面積(※2)	4,028ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 夢前地区山之内は、公簿ベースで区域面積4,028haの内、農林地面積は3,969ha(内農用地面積10ha)であり、農林地面積の占める割合は98.5%となり、活性化区域において、農業が重要な役割を持っている。また、結果地区内住人の内、就業する291名中、農林漁業従事者は10名(2010年国勢調査)と3.4%と少数だが、人口流出等により販売農家数が減少し、統計上の農林漁業従事者数が少なくなっているものであり、農地の管理や集落維持のために、農地を活用した地域活性化に地域をあげて取り組んでおり、今後も施設整備等によりさらなる発展が見込まれる。よって当該活性化区域において、農林業が重要な役割をもっている法第3条第1号に該当する地域である。		
②法第3条第2号関係: 本計画の地域は、山と川に囲まれた自然豊かな農山村地域であり、夢前町南部に山陽自動車道が、中央部を中国自動車道が東西に横断しており、中国自動車道夢前スマートインターチェンジの供用開始により、交通の利便性が格段に向上している。 この地域は人口減少や高齢化が進んでいるが、農家レストランや直売所設置などの地産地消施策を展開することは、6次産業化を促し、姫路城や書写ロープウェイなどの観光客を取り込むなど交流人口の増加につながり、地区内における重要な産業である農林業を支え、地域の活性化を図ることができると考えられる。		
③法第3条第3号関係: 市街地形成区域は含まない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画の達成状況については、計画が終了した翌年度(H33)に、夢前地区(山之内)において計画に関わる施設の交流人口数等について、第三者の意見を聞き、目標達成状況の検証を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。